

宣言 RC/Decl.1

2010年6月1日の、第4回本会合で、コンセンサスにより採択された。

RC/Decl.1

カンパラ宣言

私たち、国際刑事裁判所のローマ規程の当事国の高官級代表は、ウガンダのカンパラにおいて2010年5月31日から6月11日まで開催された、同規程の第一回検討会議に参集した。

国際的に関心のある最も重大な犯罪に対する不処罰と戦いまた国際的な刑事裁判の執行に対する永続的な尊重を保障する確かな約束と共に、協力と結束のくり返された精神により導かれた、

ローマ規程の趣旨および目的を想起し、また国際法および国際連合憲章の目的と原則に一致して、不処罰に終止符を打ち、法の支配を確立し、人権に対する尊重を促進し且つ奨励しまた持続的平和を達成することを目的とする多数国間制度における国際刑事裁判所の崇高な使命および役割を認識し

同規程の趣旨および目的並びに同裁判所の使命を実現する進展にも関わらず、無数の子ども、女性および男性が、人類全体の良心に大きな衝撃を与える想像を絶する残虐行為の犠牲者となり続けていることに注意し、

国内の刑事裁判権を補完する独立且つ常設的な司法制度としての国際刑事裁判所の歴史上重要な設立と任務の開始を想起し、

同規程に一致して国内の刑事裁判権を強化するために締約国により行われた行動を歓迎し、

国際刑事裁判所の前進に対する市民社会のなくてはならない援助に感謝し、

正義なしに平和が永続することはできず、それ故平和と正義は、補完的な要件であることを確信し、

正義と不処罰に対する戦いは、分割できず、また分割できないままにしておかなければならず、また、これに関連して、同規程に対する普遍的な固守は不可欠なものであることもまた確信し、

国際刑事裁判所との十分な協力の重要性を強調し、

私たち人民の、共有する遺産にまとめ上げられた私たちの文化の、共通の絆により結ばれて、

共に厳粛に：

1. 国際刑事裁判所のローマ規程およびその完全な履行並びにその普遍性と不可分性に対する私たちの公約を再確認する。
2. 国際的に公正な裁判基準を十分に尊重して、国際的に関心のある最も重大な犯罪の実行者に対する不処罰に終止符を打つ私たちの決意をくり返し表明し、それ故、世界の平和、安全および福祉を脅かすかかる犯罪の防止に貢献すること。
3. 正義は、持続的平和の基本的な建築用ブロックであることを強調する。
4. 裁判手続に参加する権利および補償請求権を含む、ローマ規程の下での被害者の権利を促進するための、また、被害者と影響を受ける社会を保護するための、私たちの努力を継続し且つ強化することを決定する。
5. 同規程の効果的な国内の履行を継続し且つ強化すること、補完原則に従って、国際的に認められた公正な裁判基準に一致して国際的に関心のある最も重大な犯罪の実行者を訴追する国内の裁判管轄権の能力を高めることを決定する。
6. 国際刑事裁判所が、国際社会において達成することが意図されているその使命を考慮しつつ、決議 ICC-ASP/8/Res.6.に含まれた修正提案に基づく申し分のない成果文書に向けて、再検討会議の期間中に積極的に活動する私たちの確固たる公約を表明する。
7. とりわけ、法律、同裁判所の決定の執行、逮捕状の執行、合意の締結および証人の保護を実施する分野において、同規程に一致して同裁判所との十分な協力を確保するための私たちの取組を継続し且つ強化することを、また、同裁判所に対する私たちの政治的且つ外交的支援を表明することを、さらに決定する。
8. ローマ規程の規定に一致した司法制度として、十分に活動を始めてきた同裁判所に対し、私たちの感謝の念を表明する。
9. 国際連合システムが国際刑事裁判所に与えてきた協力について、国際連合の事務総長に対し、私たちの感謝の念を表明する。
10. 世界のあらゆる地域から 111 国が、今や、国際刑事裁判所のローマ規程の当事国になってきたという事実を歓迎し、また、まだ同規程の当事国でない国々に対して、可及的速やかに、当事国となることを招請し、さらに、同規程の普遍性と完全な履行を更に積極的に進める私たちの公約をくり返し表明する。
11. ローマ規程の趣旨および目的を促進するために、締約国がおよび非締約並びに他の機構が行った誓

約を承認する。

12. 1998年にローマ規程が採択された日である7月17日を、国際刑事裁判の日として、今後祝うことを決定する。